

**令和 7 年度離島・過疎地域づくり DX 促進による移住定住 PR 等事業
企画提案仕様書**

1 委託業務の名称

令和 7 年度離島・過疎地域づくり DX 促進による移住定住 PR 等事業

2 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 業務の目的

成長著しいデジタル技術の活用は、離島・過疎地域の距離と時間の制約を解消し、地理的条件不利性の克服に繋がることが期待されるため、県では令和 4 年度から「離島・過疎地域づくり DX 促進事業」として、高齢者等の見まもり支援等を実施し、デジタル技術を活用した移住定住条件の整備に取り組んでいる。

本業務では、これらのデジタル技術の活用による移住定住条件の整備を促進したうえで、移住する際に必要となる情報を発信するため、デジタル広報によるプロモーション施策などを実施する。

4 業務の内容

小規模離島をはじめとする離島・過疎地域を対象に、以下の業務を行う。

(1) デジタル媒体等を活用した各種 PR の実施

① PR 動画及び記事の制作・発信

離島・過疎地域での移住後の生活をより具体的にイメージ出来るよう、実際の先輩移住者及び 2 地域居住実践者をモデルとした動画・記事を合計 8 本以上制作すること。

先輩移住者及び 2 地域居住実践者の募集にあたっては広く周知するなど、予算の範囲内で様々な動画・記事の掲載が出来るよう仕組みを検討・構築すること。

なお、動画の時間については、5～10 分以内とするなど、視聴者が興味を持ち且つ飽きない構成を意識すること。

制作した記事については、沖縄県公式移住応援サイトおきなわ島ぐらし(<https://okinawa-i.ju.jp/>)に、動画については、YouTube チャンネル「おきなわ島ぐらし (<https://www.youtube.com/channel/UC-h0Pqbem6PDIB6wtUfWYEg>)」に掲載すると共に、広告配信を行うなど広く周知を行うこと。

② WEB 媒体等への記事掲載及び広告配信等

デジタル技術を活用した移住定住条件の整備として、高齢者の見まもり支援サービスの導入補助を行っており、実際の利用者の紹介記事を作成し移住 WEB 媒体への掲載や SNS での広告配信を行うなど、広く周知を行うこと。

③ 2 地域居住者等の関係人口を創出するためのモニターツアーの実施

現在居住している地域とは別に、県内の離島・過疎地域の中短期滞在を通して田舎暮らし

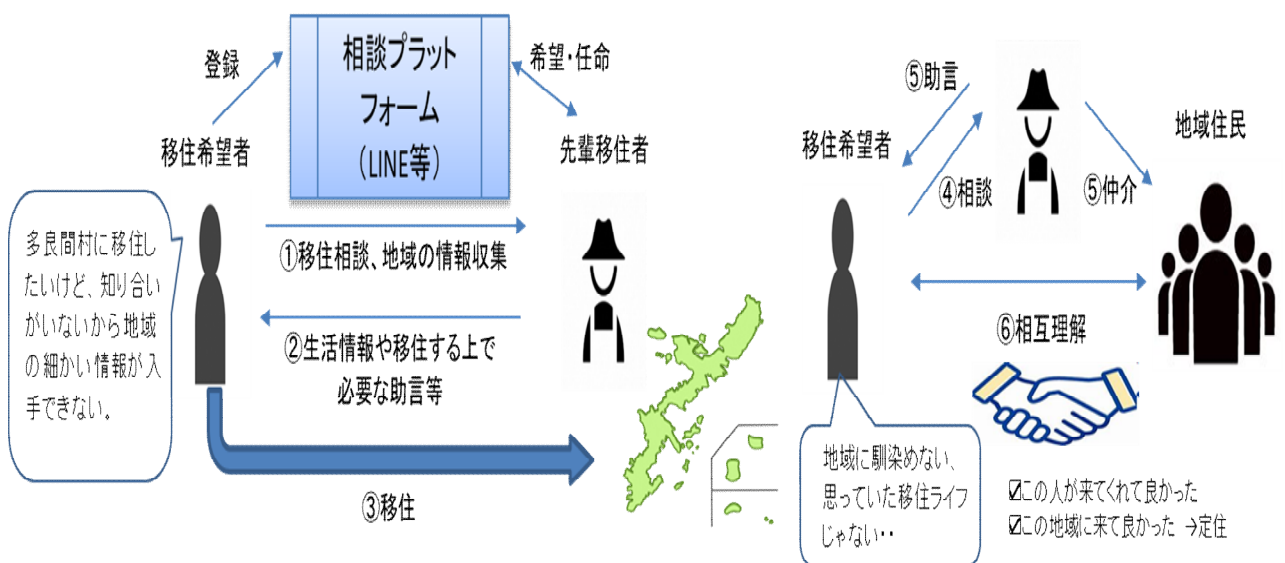
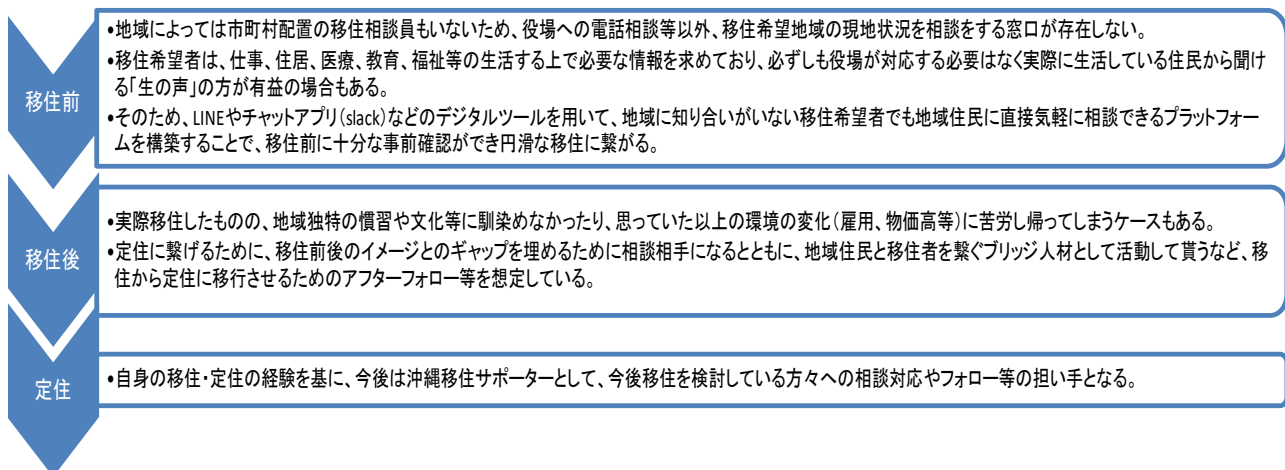
を体験し愛着を持って貰うことで、将来的な移住に繋がる可能性がある関係人口を創出するために、リモートワーカーやワーケーション推進企業等を対象とした、2地域居住者等の誘致を図るモニターツアーを開催すること。開催に際しては、予算の範囲内で広く周知活動を行うこと。

なお、現地までの旅費、宿泊費、飲食費、体験交流費は参加者負担とするため、委託事業費の対象外とする。地元コーディネーター等へのプログラム作成に係る経費は委託事業費の対象として計上可能。

(2) 先輩移住者を活用した、相談・受入体制の構築

既に県内の離島・過疎地域に移住している先輩移住者を活用し、沖縄移住サポーターとして、デジタルツール（LINE や slack 等のチャットアプリ等）を用いて気軽に相談できるプラットフォームを構築するとともに、移住して間もない方の定住に向けたアフターフォロー等を実施することで円滑に地域へ馴染める受入体制を構築すること。また、相談対応等を行う上で必要となるスキルや心構え等の研修会を開催すること。

<取組イメージ>



(3) 関係人口等とのワークショップ等の開催

職種や働き方が限られる離島・過疎地域において、多様な働き方やスキルを有する 2 地域居住者等（リモートワーカー等）と接点を持つことは、児童等においては進学や就職などの将来の選択肢を増やし、生まれた島に定着し人口流出の抑制にも繋がる。地域住民においては、生活や業務上の困りごとを外部の視点や自身の有するスキルを踏まえ、共に今後の方向性等を考えるキッカケになるためワークショップ等を開催する。なお、4-(1)-③で実施するモニターツアーの開催と併せて実施することでも問題ない。

(4) PR 等の効果検証

4-(1) で実施するプロモーションの効果検証を行い、令和 8 年度以降のターゲット設定等の分析をすること。

(5) 自由提案

事業目的の範囲内で離島・過疎地域の振興に資すると思われる実施可能な取組があれば、積極的に提案すること。

5 本事業の KPI

本業務の実施にあたっては、次に掲げる KPI の達成に向け取り組むこと。

KPI① 離島・過疎地域における 2 地域居住者数：10 人増

KPI② 移住にかかる相談件数：30 件増

KPI③ オンライン学習塾及び見まもりサービス利用者数：50 人増

6 本業務との関係事業者

本業務の実施にあたっては、県が別途発注する「令和 7 年度沖縄県移住情報発信委託業務受託事業者」、「令和 7 年度離島・過疎地域づくり DX 促進事業補助事業者」と連携すること。なお、連携方法や事業者の仲介等は県が指示・調整を行う。

7 予算額

(1) 提案にあたっては、16,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）

ウ 一般管理費※

エ 消費税

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

8 業務の実施体制

「4 業務の内容」を実施する担当者を3名以上、会計担当者1名（兼務可）、本事業を統括する担当者を1名以上配置し、業務内容ごとに担当者名を記した人員体制を示すこと。

9 業務スケジュール

事業全体のスケジュールの他、各担当者の取り組みごとのスケジュール及びスケジュール管理体制を作成すること。

10 業務進捗状況及び打合せ

- ① 受託者は定期的に県と連絡会議等を開催し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の遂行にあたっては事前に県へ確認（調整）を行うこと。
- ② 県から受託者への確認や調整事項等については、柔軟に対応を図ること。
- ③ 事前調整や情報収集など、本事業に関して出張する際は事前に県の許可を得ること。

11 成果物の提出

本事業の成果物として実施報告書 30 部（A4版）及び電子データを沖縄県企画部地域・離島課へ提出すること。その際、電子データはマイクロソフト社 Word 又は Excel で編集可能な形式でCD-R またはDVD-R に記録すること。

12 著作権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に接触するものについては、受託者の責任及び費用をもって処理すること。

13 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

原則として、県内に本店又は支店のある企業、県内に在住する個人事業者とする。なお、本契約の提案公募者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務等」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務等

- ・資料の収集・整理
- ・複写、印刷、製本（チラシ、パンフレット、ポスター等）
- ・原稿、データの入力及び集計
- ・広告の掲載（制作業務を伴わないもの）
- ・上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

14 その他

- (1) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (2) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (3) 事業実施にあたっては、労働基準法、個人情報保護法等の法令を遵守すること。